

## 地域調査士認定申請 Q&A

### 地域調査士制度について

Q1 地域調査士と専門地域調査士との違いを教えてください。

A 地域調査士は地域調査に関して高度な知識および実務能力を有する者を指し、専門地域調査士は地域調査士のうち特に高度な知識と実務能力を有する者を指します。大学の学部卒業生が申請できるのは、地域調査士の資格です。詳しくは認程規定の第4条第2項を参照してください。

### 認定申請の申込みについて

Q2 申請書は、いつ、どこでもらえますか。

A (公社) 日本地理学会資格専門委員会のホームページからダウンロードできます。

Q3 申請書を郵送してもらうことはできますか。

A できます。宛先を記入した返信用封筒（長3サイズ、82円切手を貼ってください）を同封し、(公社) 日本地理学会目黒分室資格専門委員会に封書でご連絡ください。住所は次のとおりです。  
〒153-8522 東京都目黒区青葉台4-9-6 日本地図センタービル内  
(公社) 日本地理学会資格専門委員会

Q4 申請書は、どこへ提出するのですか。

A (公社) 日本地理学会目黒分室資格専門委員会へ郵送してください。

Q5 インターネットやメールで申請することはできますか。

A できません。申請書類は郵送で受け付けます。

Q6 認定手数料は、いくらですか。

A 地域調査士手数料は5,400円（税込み）です。

Q7 認定手数料の支払いは、どうするのですか。

A 郵便振替をお願いします。振込先は、(公社) 日本地理学会資格専門委員会のホームページに載っています。

### 申請資格について

Q8 どのような人が、地域調査士になれますか。

A 地域調査士となるためには、①認定科目の履修 ②卒業 ③論文の公表（卒論の受理を含む）④講習の修了の4つの条件を満たすことが必要です。認定科目が学べる大学、学部、学会、その大学

の認定科目の内容などは、次のホームページを参照してください。

<http://ajg-certi.jp/gr/becomes/gr.html>

Q9 年齢や国籍に制限はありますか。

A ありません。

Q10 大学では法学部（または経済学部、商学部、経営学部など）を卒業しましたが、地域調査士に申請は可能ですか。

A 先に記した4つの条件を満たせば、卒業した学部は問いません。

Q11 これから申請しようと思ますが、講習会の修了証に記載された氏名と現在の氏名とが異なります。どうすればよいのですか。

A 申請時に、住民票等で改名記録が明記された書類を添付してください。

## 講習会について

Q12 他の条件は満たしていると思いますが、講習会を受けていません。次回の講習会を必ず受講しますので、先に申請してもよいですか。

A 講習修了証書番号の記載が申請には必要ですから、講習を修了してから申請してください。

Q13 講習会は、いつどこで開催されますか。

A (公社)日本地理学会資格専門委員会のホームページで確認してください。

Q14 講習会の受講を申し込み、受講料を振り込んだ後、病気や仕事で出席できなかった場合、受講料は返還されますか。

A 返還されません。ただし、事前に欠席連絡をすれば、次回の講習会を受講できます。

Q15 朝の1時間目の講義に遅刻した場合、次回の1時間目の講義だけを受講すればよいですか。

A 20分以上遅刻した場合は、いかなる理由であっても1時間目の出席は認められません。交通機関の遅延等やむを得ない理由があれば、出席できなかった講義を次回の講習会で受講することができます。その場合、受講料は必要ありません。

Q16 地域調査士認定後に住所を変更しましたが、何か手続は必要ですか。

A 住所変更の届けを(公社)日本地理学会目黒分室資格専門委員会に提出してください。

Q17 地域調査士認定後に結婚で姓が変わりましたが、何か手続は必要ですか。

A (公社)日本地理学会目黒分室資格専門委員会に、住民票等で改名記録が明記された書類を提出してください。

Q18 改姓届の様式を教えてください。

A 現在のところ特に様式を定めていません。適宜、(公社)日本地理学会目黒分室資格専門委員会に記録が明記された書類を提出してください。